

笠松町議会議員の 任期満了に伴う選挙日程

平成28年3月31日に任期満了となる町議会議員選挙を、次の日程で執行する予定です。

【告示日】3月22日(火)

【投票日】3月27日(日)

【投票時間】午前7時～午後8時

！郵便による不在者投票制度

郵便による不在者投票は、身体に重度の障がいのある方が自宅などの場所で、投票することができる制度です。対象となる方は、次の表に該当する方、または介護保険の要介護状態区分が「要介護5」に該当する方です。

郵便による不在者投票をするためには、事前に町選挙管理委員会に「郵便等投票証明書」の交付申請をする必要があります。

詳しくは町選挙管理委員会にお問い合わせください。

身体障害者手帳(障がい名)	障がいの程度		
	1級	2級	3級
両下肢、体幹、移動機能の障がい	○	○	
心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障がい	○		○
免疫、肝臓の障がい	○	○	○

戦傷病者手帳(障がい名)	障がいの程度			
	特別項症	第1項症	第2項症	第3項症
両下肢、体幹の障がい	○	○	○	
心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の障がい	○	○	○	○

【問合先】町選挙管理委員会(総務課内)

！サラリーマンの確定申告

サラリーマンやパートなどの給与所得者の方は、勤務先での「年末調整」によってその年の所得税が精算されますので、確定申告をする必要はありません。しかし、次のように確定申告をしなければならない場合や、確定申告をすると所得税が還付される場合があります。

ホームページ(「国税庁」で検索)の「確定申告書等作成コーナー」で画面に従って入力すれば、「申告書」が作成できるようになっています。

作成した申告書は、印刷して税務署に提出することができます。また、作成したデータをe-Taxで送信することもできます。

なお、ふるさと納税された給与所得者の方が、平成27年4月1日以後ふるさと納税ワンストップ特例制度を申請された場合、確定申告をされると、ふるさと納税ワンストップ特例制度は適用されません。確定申告をされる場合は、必ず寄附金控除(ふるさと納税控除)も申告してください。

【確定申告をする必要がある方】

- ①平成27年分の給与の収入額が2,000万円を超える方
- ②給与所得や退職所得以外の所得金額(収入金額から必要経費を控除した後の金額)の合計額が20万円を超える方
- ③給与を2か所以上から受けていて、年末調整をされなかった給与の収入金額と、各種所得金額(給与所得、退職所得を除く)との合計額が20万円を超える方

【確定申告をすると所得税が還付される方の例】

- ①住宅ローンを利用してマイホームを取得した方
- ②病気や出産などで多額の医療費を支払った方
- ③地震、風水害、盗難によって住宅や家財に損害を受けた方

【岐阜南税務署の受付期間】

確定申告書 2月16日(火)～3月15日(火)

還付申告書 1月4日(月)～3月15日(火)

〈それぞれ土曜日、日曜日、祝日を除く〉

【問合先】税務課

岐阜南税務署 ☎271-7111



航空宇宙産業に
貢献する

株式会社 光製作所
羽島郡笠松町中野
☎387-4361

物流・商品在庫管理・海外輸出梱包

羽島梱包株式会社

HASHIMA PACKING 岐阜県羽島郡笠松町北及1627
TEL 388-1147 FAX 388-2719